



- 可燃物から遠ざけること。  
 可燃物と混合を回避するために予防策をとること。  
 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。  
 取扱い後はよく手を洗うこと。  
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
 環境への放出を避けること。  
 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- 応急措置 : ばく露又はばく露の懸念がある場合は医師の診断/手当てを受けること。  
 特別な処置が必要である。  
 火災の場合は消火するために適切な消化剤を使用すること。
- 保管 : 施錠して保管すること。
- 廃棄 : 内容物/容器は国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

## 3. 組成及び成分情報

単一化学物質・混合物の区別 : 混合物

成分名	含有率 (%)	官報公示整理番号	PRTR	CAS No.	安衛法
過酸化水素	25~35	(1)-419	非該当	7722-84-1	該当

## 4. 応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 気分が悪いときは医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合 : 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。  
 直ちに医師に連絡すること。  
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
- 目に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 直ちに医師に連絡すること。
- 飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
 気分が悪いときは医師の診断/手当てを受けること。

## 5. 火災時の措置

- 消火剤 : 水のみ
- 使ってはならない消火剤 : 上記以外の消火剤
- 特定の危険有害性 : 火災に巻き込まれると、燃焼を加速する。  
 熱で容器が爆発するおそれがある。  
 火災によって刺激性、及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。  
 火災又は爆発の恐れ
- 特定の消火方法 : 区域より退避させ、爆発の危険性により遠くから消火する。  
 危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。  
 消火活動は、風上から行い、有効に行える十分な距離から行う。  
 容器内に水を入れてはいけない: 激しい反応が起こる可能性がある。  
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- 消火を行う者の保護 : 保護具(空気式呼吸器、化学用保護衣)を着用する。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、  
保護具及び緊急時措置 : 直ちに全ての方向に適切な距離を漏洩区域として立入禁止とする。  
適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。  
密閉された場所は換気する。
- 環境に対する注意事項  
回収、中和 : 環境中に放出してはならない。  
: 多量の流出は、土砂等で流出拡大防止を図り、空容器に回収する。  
少量の流出は、多量の水で洗い流す。
- 封じ込め及び浄化の方法  
及び機材 : 危険でなければ漏れを止める。  
蒸発を抑え、蒸気の拡散を防ぐため散水を行う。
- 二次災害の防止策 : 排水溝、下水溝、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
7. 取扱い及び保管上の注意
- 取扱い : この薬品の保管及び開封、使用、廃棄までは安全データシート(SDS)を熟読し、かつ内容を良く理解した責任者が行うこと。  
洗淨薬品以外の用途には使用しないこと。
- 安全取扱注意事項 : 化学物質には未知の有害性が潜んでいる可能性があるため、取扱い時には保護具を着用するなどの十分な注意が必要である。
- 保管
- 安全な保管条件 : 容器を密閉して換気の良い冷暗所で保管すること。  
炎及び熱表面から離して保管すること。  
可燃物、還元剤、強アルカリ、金属から離して保管する。  
本製品は劇物に相当するため、盗難防止用の施錠のある施設に一般物と明確に区別して保管すること。
- 容器包装材料 : 推奨 ; 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。  
金属) アルミニウム、ステンレス鋼 (SUS304, SUS316)  
樹脂) 塩化ビニル、ポリエチレン、フッ素樹脂  
: 不適切 ; 金属) 鉄、銅、銅合金、ニッケル・モリブデン合金、チタン、チタン合金など  
樹脂) ナイロン、ポリブタジエン、エポキシ樹脂、天然ゴムなど
8. ばく露防止及び保護措置
- 管理濃度 : 設定値なし
- 許容濃度 : 日本産業衛生学会 ; 設定値なし  
: ACGIH ; TLV-TWA 1 mg/L (H<sub>2</sub>O<sub>2</sub>として) A3 (2005年版)  
1.4 mg/m<sup>3</sup>
- 設備対策 : 取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い、洗眼設備を設置する。  
高熱工程で粉じん、ヒュームが発生するときは空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。
- 保護具
- 呼吸器の保護具 : 呼吸用保護具
- 手の保護具 : 保護手袋
- 目の保護具 : 安全眼鏡、顔面シールド
- 皮膚及び身体の保護具 : 保護衣
9. 物理的及び化学的性質
- 物理的状態、形状、色など : 無色透明液体
- 臭い : オゾン臭

pH	: 原液pH 2.5~3.5
融点・凝固点	: データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	: データなし
引火点	: データはないが、通常の使用状態では不燃性である
爆発範囲	: データはないが、通常の使用状態では爆発性はないと考えられる
蒸気圧	: データなし
比重(密度)	: 約1.1±0.05(25℃)
溶解度	: 水によく溶ける アルコール、エーテルに可溶
n-オクタノール/水分配係数	: データなし
自然発火温度	: データはないが、通常の使用状態では自然発火しないと考えられる
分解温度	: データなし
臭いのしきい値	: データなし
蒸発速度	: データなし
燃焼性(固体、ガス)	: 液体のため、対象外
蒸気密度	: データなし
粘度	: データなし
その他のデータ	: データなし

## 10. 安全性及び反応性

安定性	: 推奨する保管条件化では安定である。
危険有害反応可能性	: 可燃物、還元剤、金属と反応し、火災や爆発の危険をもたらす。 アンモニアと接すると爆発の危険がある。
避けるべき条件	: 熱、日光から離すこと。
混触危険物質	: 可燃物、還元剤、強アルカリ、金属
危険有害な分解生成物	: 加熱により支燃性ガス(酸素)が発生する。

## 11. 有害性情報

本節及び一部次節の情報は、GHS混合物分類判定プログラム(経済産業省 2007/03)による計算評価分類に基いたものであり、本製品に対する調査データや含有薬品間での相互作用を考慮した評価分類ではありません。従って、次のデータは、本製品の評価分類値を正しく示すものではない可能性があります。

急性毒性	: 区分4 (経口) 区分5 (経皮) 区分5 (吸入:蒸気) 区分4 (吸入:粉じん、ミスト)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	: 区分1A
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	: 区分1
呼吸器感受性又は皮膚感受性	: データなし
生殖細胞変異原性	: データなし
発がん性	: 区分2
生殖毒性	: データなし
特定標的臓器毒性、単回ばく露	: 区分1 (呼吸器)
特定標的臓器毒性、反復ばく露	: 区分1 (呼吸器)
吸引性呼吸器有害性	: データなし

## 12. 環境影響情報

生態毒性	: 区分2 (急性)
残留性・分解性	: データなし
生体蓄積性	: データなし

土壤中の移動性	:	データなし
オゾン層への有害性	:	データなし
有害物質	:	鉛 データなし
		カドミウム データなし
		総水銀 データなし
		総クロム データなし
		ヒ素 データなし
		シアン データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	:	廃棄においては関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 産業廃棄物処理業者に委託して処理する。 廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする（シゲン-NHによる分解）。
汚染容器及び包装	:	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って処分する。

14. 輸送上の注意

国際規制	
海上規制情報	: IMOの規定に従う
UN No.	: 2014
Proper Shipping Name	: HYDROGEN PEROXIDE, AQUEOUS SOLUTION with not less than 20% but not more than 60% hydrogen peroxide (stabilized as necessary)
Class	: 5.1
Sub Risk	: 8
Packing Group	: II
Marine Pollutant	: 該当 適用法令参照
航空規制情報	: ICAO/IATAの規定に従う
国内規制	
陸上規制情報	: 該当 適用法令参照
海上規制情報	: 該当 適用法令参照
国連分番号	: 2014
品名	: 過酸化水素、水溶液、濃度が20質量%以上60質量%以下のもの
クラス	: 5.1
副次危険	: 8
容器等級	: II
海洋汚染物質	: 該当 適用法令参照
航空規制情報	: 該当 適用法令参照
緊急時応急措置指針番号	: 140
特別の安全対策	: 1t以上の移送時にはイエローカードの携行が必要

15. 適用法令

化管法	:	非該当
消防法	:	非該当
毒物及び劇物取締法	:	劇物 劇物（過酸化水素及びこれを含有する製剤）
労働安全衛生法	:	該当 危険物・酸化性の物（過酸化水素） 名称等を表示すべき有害物（過酸化水素） 名称等を通知すべき有害物（過酸化水素）
道路法	:	該当 通行制限物質

化審法 : 該当 優先評価化学物質 (過酸化水素)

16. その他の情報

引用文献	:	化学品別適用法規総覧	化学工業日報社	2008/03
		16817の化学商品	化学工業日報社	2017/01
参考文献	:	緊急時応急措置指針	日本規格協会	2006/08
		化学品の分類および表示に関する世界調和システム	GHS関係省庁連絡会議	2006/08
		化学物質等安全データシート	厚生労働省 安全衛生情報センター	
		化審法データベース	厚生労働省、経済産業省、環境省	
		化学物質総合情報提供システム	(独) 製品評価技術基盤機構	
		GHS混合物分類判定プログラム	経済産業省	2007/03
		危険物輸送に関する勧告第17改訂版	国際連合	2011

※ 記載内容の取扱いについて

記載内容のほとんどは、現時点で入手できる第三者の資料・情報・データや弊社の情報に基づいて作成したものです。個々の項目に対し厳密な条件設定のもとに試験等を行い、内容を確認したものではありません。また、SDSは、必ずしも全ての情報を網羅しているわけではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。注意事項は、通常の取扱いを対象としたものです。使用時には使用者の判断において、適正に使用して下さい。この記載内容は情報の提供であり、いかなる保証もなすものでもありません。また、法令の改正や新しい知見により改訂されることがあります。